

### 3 税制優遇措置について

確定拠出年金制度には、3つの「税制優遇」があります。

#### ①積立



掛金が  
非課税

掛金は全額非課税で積み立てが可能です。

事業主が負担する掛金は、福利厚生費として損金として計上できます。

「選択制」の設計の場合は、社会保険料も対象外になります。

#### ②運用



運用益が  
非課税

運用益は非課税です。

年金資産を効率良く積み立てできます。

一般口座

20.315%\*が税金

一般口座の場合、通常  
約 20% 課税されます  
が確定拠出年金の場合  
課税されません。

確定拠出  
年金口座

100%  
再投資可能

#### ③受取



各種控除で  
税軽減

一時金受取：退職所得控除を活用できます

例)積立期間 30 年(他の退職金支給なし)の場合

1,500 万円まで非課税

年金受取：公的年金等控除を活用できます

例)65 歳時の受け取り(他の年金収入なし)の場合

年間 120 万円まで非課税

(公的年金と合算します。)

\*当税率は、20% の課税益への課税に加え、復興特別所得税 2.1% を加えたものです。

\*詳細な計算方法は、専門家または税務署等にお問い合わせください。